



島根県報

平成29年4月21日（金）

号外第59号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

（税 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県核燃料税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第34号）

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成29年 4 月24日とすることとした。

規 則

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年 4 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第34号

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県核燃料税条例の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第10号）の施行期日は、平成29年 4 月24日とする。